

会 議 記 録

作成部局課名 真田地域自治センター 地域振興課

開催日	平成 20年 8月 21日(木)	開催時刻	19時 00分から 21時 00分
会議名	真田地域協議会（平成 20年度 第 5回）		
出席委員	清水会長・佐藤副会長・一本鎗委員・内海委員・荻原委員・桑田委員 小林委員・坂口委員・塩沢委員・清水委員・鈴木委員・中沢委員 花岡委員・前沢委員・宮下委員		
欠席委員	上原委員・下条委員・関委員・田中委員		
市側出席者	小市センター長・センター全課長 小山田上下水道事業管理者・堀内経営管理課長・水野経営管理課長補佐・ 杉山経理担当係長 清水都市計画課長・小相沢調査計画担当係長・山浦主査・児玉主任 渡辺地域振興課長・塚田地域政策係長・武捨主査・宮島主査		
傍聴者	1名		
協 議 事 項 等			
<p>1 開会(佐藤副会長)</p> <p>2 会長あいさつ(清水会長)</p> <p>3 センター長あいさつ(小市センター長)</p> <p>4 会議事項</p> <p>(1)上下水道料金改定案について(担当課:上下水道局 経営管理課)</p> <p>【説明要旨】</p> <p>～ 上下水道料金改定案について(報告) 上下水道料金改定諮問説明書の概要説明 ～</p> <p>【主な質疑・応答】</p> <p>(委員)昨今、石油をはじめ全てが値上がりする中で、水道料だけが下がるというのはたいしたものだという感覚を持っています。</p> <p>(会長)総括原価の資本報酬については、報酬率が何パーセントという基準によるものか、それとも積み上げた数字の結果によるものか。</p> <p>(経営管理課長)水道の場合は、自己資本の1%ということで見込んでいます。いろいろな考え方がありますが、安定的な経営を続けていける数字であります。これが増えるほど水道事業会計のストックとして留保分となるわけですが、水道料金に跳ね返ってしまいます。今回は料金の統一ということも勘案した上での数値であります。</p> <p>(会長)料金算定期間の終わった先の見込みはどうなのか。</p> <p>(経営管理課長)その先までは試算できないのですが、料金にできるだけ影響のないよう経営改革に努めてまいります。</p>			

(2)都市計画マスタープランについて（担当課：都市計画課）

【説明要旨】

～上田市都市計画マスタープラン（素案）について 【資料1～4・参考資料】～

【主な質疑・応答】

（委員）地域の指定はどのような範囲か。本原地区という単位か。

（調査計画担当係長）都市計画は、一体の都市として整備・開発・保全をしていく必要がある地域を指定します。市では、市域全体を一体とするという考えで説明しています。

（委員）過去の2年間に、専門委員会と都市計画審議会が設置されているがどのようなものか。

（都市計画課長）市の都市計画審議会は、法律で設置するものとされ、平成18年12月から18名の委員（2年任期）で構成され、審議会を開催しています。審議会では、都市計画マスタープランの調査・J T跡地の用途変更・都市計画道路等を審議して決定しています。また案件によっては、県の都市計画審議会で決定されるものもあります。都市計画マスタープランについては、市の都市計画審議会で決定される案件となります。このマスタープランについての審議は、平成19年2月にマスタープランの策定方針について、さらに同年の10月には骨子案についての説明を行いました。そして今年の5月には、今回の協議会で説明したマスタープラン（素案）についての説明を行っています。

次に専門委員会については、このマスタープランが市の土地利用の重要な計画であることから、専門的な見地からご意見をいただきながら進めていきたいとして、平成19年度途中から設置してご意見をいただいています。委員は5名（学識者3名、関係行政機関1名、地元の建築士1名）で構成され、昨年10月から計4回の委員会を開催しています。その中では、都市計画区域についても大きな課題として検討され、「同じ市として統一的な土地利用と保全を図っていく必要があるのではないか」、「地球環境時代を見据えて、森林が多い地域も市街地と併せた一体の土地とする観点や住民の公平性という観点から、市全体を都市計画区域とするのが望ましい」という意見をいただいています。

（委員）真田地域の住民にとっては、これ以上に公園などはいらぬという気持ちだと思う。上田市全体で統一する計画として、住民の意見を聞かずに一方的に押し付けられている感じがする。

国道の計画も掲載されているが、すでに決定している事業を記載しても何もならないのではないか。

（都市計画課長）道路につきましては、市道だけの計画を掲載するものではありません。地域に必要な国道・県道については掲載して、計画に位置づけていくこととなります。

（委員）この先20年間の計画というが、スケジュールが分からない。

（都市計画課長）市の総合計画の下に都市計画マスタープランが位置づけられており、これらの方針に基づいて、実施計画（毎年策定する3ヵ年計画）で具体的な事業が計画されます。

(委員) もっと具体的な事業費の積み上げや、計画の掘り下げが必要ではないか。つまり、この計画に必要な金額等の説明がない中で、区域決定の説明をされることに住民は不満があるのではないか。

(都市計画課長) 都市計画マスタープランは、いわゆる方針を示すものであって、詳細な事業計画を示すものではありません。将来に向けて、どういうことをやっていこうとする計画です。

(会長) 民間の発想では、計画があれば、それを実行するためにお金等を準備するということになる。行政では大きな計画(総合計画)を立て、それをもう少し具体化したマスタープラン等をつくり、それに沿った実施計画をつくります。やっこの手法に最近慣れてきたところです。

(委員) 説明を聞いていると、都市計画区域にならないと道路整備をしてもらえないと聞かえる。

(都市計画課長) そのようなことはありません。全てが都市計画道路ではありません。

(委員) 都市計画の問題は、旧上田市と旧真田町の社会的基盤整備が同一の状態であれば説明しやすいが、上田地域はこれから下水道整備など色々な事業をやるようしている時期である。真田地域の住民には旧真田町時代、「まちづくり」として生活基盤をしっかり整備してきたという自負があるので、どうしても住民として感情的なものが出てしまう。都市計画マスタープランという一つの枠に当てはめること自体が難しいと感じている。

(委員) 都市計画については、住民の意見を尊重するという合併時の約束がある。今日の説明が都市計画税の導入につながっていくのか。

(都市計画課長) マスタープランという方針を策定し、その後に都市計画区域を決定することになりますので、住民の皆さんのご意見をお聞きしながら慎重に進めてまいります。区域指定を決める際には、都市計画税についても当然協議されることになります。都市計画マスタープランが策定されたからといって、都市計画区域が決定されるというものではないことを皆さんにはご理解いただきたい。

5 その他

- ・まちづくり懇談会(8月23日) 丸子文化会館セレスホール(事務局)
- ・上田市都市計画マスタープラン地域説明会(8月29日)
真田文化会館大ホール(事務局)
- ・まちづくり市民懇談会(9月11日) 真田地域自治センター講堂(事務局)
- ・次回の開催について(事務局)

- ・真田図書館建設運営研究会について(真田教育事務所)

6 閉会(佐藤副会長)